様式第1号(第2条関係)

愛荘町ゆめまちテラスえち使用許可申請書

令和 年 月 日

愛荘町長 宛

愛荘町ゆめまちテラスえちを次のとおり使用したいので申請します。

申請者	団体名・氏名・代表者名			印 (自署の場合印不要)										
	所在地または住所			〒 -										
	連	絡	先	電 話:				E-m	ail:					
使用責任者	氏 名		名	□申請者と同じ ※以下、住所・連絡先は記入不要 □申請者とは別の場合:使用責任者名()										
	住		所	₸										
	連絡先		(緊急連絡先)											
使		用	日	年	月	日			時間 ※注1	開	始時間 :		咚了時間 :	
冷	暖	房使	用			7	Í	•		無				
使	用	施	設	【2F】 ホ [、] 【外】 前	ール 存		和室		会議等	室				
						±π ∧ />								
使	用	備	品	記入例:椅子〇		、 ∜L△≒								
使	用	目	的											
参加費等徴収の有無				有 ※注2 · 無										
利用予定人数					人	(町内	:	J	T III	「外		人)	
備			考											

- 注 1 開始時間と終了時間は、準備・片付けの時間等を含みます。
 - 2 申請書に記載する内容で、<u>営利目的や参加者などから料金を徴収する場合</u>は、「参加費徴収の有無」の「有」に丸を付けてください。なお、使用料および冷暖房費の 単価が 2 倍となります。
 - 3 裏面の内容について必ず一読願います。

愛荘町ゆめまちテラスえち条例 (抜粋)

(行為の制限)

- 第6条 ゆめまちテラスえちでは、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 公の秩序または善良の風俗を害するおそれのある行為。
 - (2) 施設または設備をき損するおそれがある行為。
 - (3) ゆめまちテラスえちを訪れる者(以下「来場者」という。)の使用を妨げる行為
 - (4) みだりに火気を使用し、騒音を発し、またはごみその他の汚物を捨てること。
 - (5) 町長の許可を得ないで、飲食物その他の物品を販売し、または陳列すること。
 - (6) 前5号に掲げるもののほか、ゆめまちテラスえちの管理に支障を及ぼすおそれの ある行為をすること。

(使用の許可)

- 第7条 ゆめまちテラスえちの施設を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、 あらかじめ町長の許可を受けなければならない。また、この許可を受けた事項を変更し ようとするときも同様とする。
- 2 町長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないものとする。
 - (1) 公の秩序または善良の風俗を害するおそれのあるとき。
 - (2) 施設および設備をき損するおそれがあるとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他の集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
 - (4) 施設の設置目的に反する使用のおそれがあると認められるとき。
 - (5) その他管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

- 第8条 町長は、前条第1項の許可を受けた使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可を取り消し、または使用を制限し、または中止を命ずることができる。
 - (1) 使用者が許可を受けた使用の目的に違反したとき。
 - (2) 使用者が偽りその他不正な手段により使用の許可を得たとき。
 - (3) 前条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (4) 天災地変その他避けることができない理由により必要と認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、町長が特に必要と認めたとき。
- 2 前項に規定により使用者に生じた損害に対し、町長は責めを負わないものとする。

愛荘町ゆめまちテラスえち使用許可申請書を提出する団体および個人は、上記条例の内容 を理解し承諾したこととする。